

議案第 6 号

桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年桐生市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第6号中「終了」を「修了」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を加え、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 6 号 桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

学校教育法の一部改正による水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、また、技術士法施行規則の一部改正に伴い、技術士試験の第二次試験の科目について、所要の改正を行おうとするものです。